

四日市市病院告示第3号

事前審査型条件付一般競争入札共通事項の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

四日市市病院事業管理者 金城 昌明

事前審査型条件付一般競争入札共通事項の一部改正について

事前審査型条件付一般競争入札共通事項（平成27年四日市市病院告示第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>2 入札参加資格の確認等</p> <p>(1) 一般競争入札の参加を希望する者は、当該工事の入札参加資格確認申請書及び関係資料を定められた提出期限日までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p><u>この場合において、電子入札システムにより入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書を電子入札システムにより提出しなければならない。</u></p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(2) 入札参加資格の審査結果通知等</p> <p>ア <u>電子入札においては、入札参加資格確認通知書を電子入札システムにより発行する。</u></p> <p>イ <u>郵便入札においては、入札参加資格のない者については電話により通知する。参加資格のある者には連絡しない。</u></p>	<p>2 入札参加資格の確認等</p> <p>(1) 一般競争入札の参加を希望する者は、当該工事の入札参加資格確認申請書及び関係資料を定められた提出期限日までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(2) 入札参加資格の審査結果通知等</p> <p><u>入札参加資格のない者については、</u></p>

(3) 及び (4) (略)

5 入札方法

(1) 電子入札においては、定められた期日までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、紙入札（電子入札システムを使用せず、書面により行う入札及び開札をいう。以下同じ。）を認めるときはこの限りでない。

(2) 郵便入札においては、定められた期日までに郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれか）により提出するものとし、入札書到着期限日必着とする。

市立四日市病院事務局総務課に持参した入札書は受け付けない。

9 入札書に記載する事項

(1) 電子入札においては、入札書に入札額、くじ入力番号その他必要な事項を入力のうち、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札を認めるときはこの限りでない。

電話により通知する。参加資格の有る者には連絡しない。

(3) 及び (4) (略)

5 入札方法

定められた期日までに郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれか）により提出するものとし、入札書到着期限日必着とする。

直接市立四日市病院事務局総務課に持参した入札書は受け付けない。

9 入札書に記載する事項

(2) 郵便入札においては、市立四日市病院の指定様式の入札書(第1号様式)に入札額、工事(業務)名、工事(業務)場所、及び入札(開札)日を工事の公告の記載に従い記入のうえ、指定された郵送方法により提出すること。

(3) (略)

(4) 郵便入札においては、入札書は、指定した様式を満たす封筒に入れ、封筒に入札(開札)日時、工事(業務)名、入札者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、住所を記入すること。

10 入札に関する注意事項

(1) (略)

(2) 入札公告に示す入札書の提出期間終了後は、入札書の訂正、差し替え及び撤回は認めない。ただし、開札日の前日までの間は、入札辞退届を電子入札システム又は書面で市立四日市病院事務局総務課に提出すれば辞退することができる。

(3) (略)

12 入札の無効

四日市市契約施行規則(昭和39年四日市市規則第12号)第13条の規定に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) から (4) まで (略)

(1) 市立四日市病院の指定様式の入札書(第1号様式)に入札額、工事(業務)名、工事(業務)場所、及び入札(開札)日を工事の公告の記載に従い記入のうえ、指定された郵送方法により提出すること。

(2) (略)

(3) 入札書は、指定した様式を満たす封筒に入れ、封筒に入札(開札)日時、工事(業務)名、入札者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、住所を記入すること。

10 入札に関する注意事項

(1) (略)

(2) 入札公告に示す入札書の郵送期間終了後は、入札書の訂正、差し替え及び撤回は認めない。ただし、開札日の前日までの間は、入札辞退届を書面で市立四日市病院事務局総務課に提出すれば辞退することができる。

(3) (略)

12 入札の無効

四日市市契約施行規則(昭和39年四日市市規則第12号)第13条の規定に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) から (4) まで (略)

(5) 入札書の提出期限を過ぎて到着したもの

(6) (略)

(7) 郵便入札において、同一の入札について複数の封筒を提出したもの

(8) 郵便入札に使用する封筒に必要事項の記載がないことにより、入札者及び入札件名の特定がし難いもの

(9) 郵便入札に使用する封筒に記載された件名等と同封された入札書の件名等が異なるもの

(10) 工事費内訳書(委託業務の場合は業務委託内訳書)の提出を求めた工事について、工事費内訳書が次のいずれかに該当するもの

ア 工事費内訳書が添付(郵便入札においては同封)されていないもの

イからオまで (略)

(11) から (12) まで (略)

(5) 入札書の郵送到着期限を過ぎて到着したもの

(6) (略)

(7) 同一の入札について、複数の封筒を提出したもの

(8) 郵便による入札に使用する封筒に必要事項の記載がないことにより、入札者及び入札件名の特定がし難いもの

(9) 郵便による入札に使用する封筒に記載された件名等と同封された入札書の件名等が異なるもの

(10) 工事費内訳書(委託業務の場合は業務委託内訳書)の提出を求めた工事について、工事費内訳書が次のいずれかに該当するもの

ア 工事費内訳書が同封されていないもの

イからオまで (略)

(11) から (12) まで (略)

附 則

この共通事項は、令和5年4月1日から施行する。